

■実績報告書提出時の留意事項等

※ 新築の場合を例示しています。リフォームの場合は、適宜読み替えてください。

◆実績報告書に係る「添付書類チェックリスト」について

1 「工事内容が確認できる図面、仕様書等」については、下記のとおりです。

No	図面名	摘要	備考
A	平面図	・ 補助対象の室・建具・断熱材の施工部分分かるように表記し、補助対象の建具には、「補助対象経費（A）内訳」及び「補助対象経費（B）内訳」の表に記載したNO（丸数字）を記載してください。	・ 別添資料2「補助対象工事について」参照
B	立面図	・ 補助対象の建具には、「補助対象経費（A）内訳」の表に記載したNO（丸数字）を記載してください。	
C	矩計図	・ 補助対象の断熱材を施工する場合は、断熱材の種類、厚み等が表記された矩計図を添付してください。	

2 「工事請負契約書または工事注文請負書等の写し」に係る経費内訳が確認できる書類については、下記のとおりです。

No	内訳等	摘要	備考
A	契約金額の内訳書	・ 各工事費の一覧表等で、合計金額が契約額と同じ額となっているもの。各工事費は、材工ともや税込みでも可（その旨を記載）。	・ 別添資料1の「A 契約金額の内訳書（例）」参照
B	建具工事費の内訳書	・ 契約金額の内訳書に記載されている各工事費のうち、建具工事の内訳で、補助対象製品、補助対象外製品、建付け調整費等の金額の合計が、建具工事の額と同じ額となっているものなど、補助対象製品ごとの製品代が類推されるもの。	・ 別添資料1の「B 建具工事の内訳書（例）」参照
C	断熱工事費の内訳書	・ 契約金額の内訳書に記載されている各工事費のうち、断熱工事の内訳で、補助対象部分、補助対象外部分、施工手間等の金額の合計が断熱材工事の額と同じ額となっているものなど、補助対象製品ごとの製品代が類推されるもの。	・ 別添資料1の「C 断熱工事の内訳書（例）」参照

3 「工事箇所ごとの工事完了後の写真」については、下記のとおりです。

No	種類	部位	撮影ポイント	摘要	備考
A	窓・ガラス	・ 外観	・ 4面とも	・ 補助対象製品について、立面図のとおり全ての窓等の施工が完了していることを確認します。	・ それぞれの写真には、補助対象経費（A）内訳に記入されたNO（丸数字）と同じ番号を記載してください。
B	窓・ガラス	・ 各窓ごと	・ 窓全体 ・ 製品名や型番が記載されているシール等の拡大	・ すべての補助対象製品の窓等について、印刷してください。 ・ シール等に表示されている型番（品名番号）等が判別できるように、アップで撮影してください。	・ それぞれの写真には、補助対象経費（A）内訳に記入されたNO（丸数字）と同じ番号を記載してください。 ※ 平面図、立面図にも同じ番号を記載してください。
C	断熱材	・ 屋根（天井） ・ 外壁 ・ 床	・ 屋根（天井）、外壁、床全体 ・ 製品名等記載部分の拡大	・ 補助対象となる室が施工済みであることを確認します。 ・ 屋根（又は天井）、外壁、床面全体の施工がわかる写真（部位毎に3～4枚程度で可）を添付してください。※ 対象室ごとに撮影する必要はありません。 ・ 既製品の場合は、対象製品名がプリントされている部分についても、製品名が確認できるように、アップで撮影してください。	

◆「その他の留意事項」について

4 「実績報告書の提出期限」について

実績報告書の提出期限	県から申請者に送付された「交付決定通知書」の送付状にも記載されていますが、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出する必要があります。申請者に送付された書類の確認をお願いします。

5 「日付け」について

No	書類名	摘要	備考
A	実績報告書（第1面）	・ 竣工後、申請者が補助対象製品の代金を支払った日以降の日付けを記載してください。	
B	出荷・施工証明書	・ 出荷（施工）後、証明をした日	・ 実績報告書の提出日と同日でも可です。
C	省エネ基準適合証明書	・ 建物竣工後、証明をした日	・ 実績報告書の提出日と同日でも可です。